

# 学校のきまり

令和8年4月8日  
光が丘第一中学校

## 1. 服装

### ①標準服

ブレザー+冬用スラックス or 冬用スカート+ネクタイ or リボン+白ワイシャツ(長袖)

※ネクタイ or リボンは登下校・儀式的行事の際には必ず着用する。

※ネクタイに関して、登校時は朝学活終了時まで着用し、下校時は終学活時には着用し掃除中もつける。部活動など放課後に活動がある場合は更衣場所または活動場所までは着用する。

### ②軽装期間の服装 上の①に加え、以下の服装も可能とする。

(市販の)夏用無地ポロシャツ(紺色もしくは白色) or (市販の)白ワイシャツ(半袖)、  
+夏用スラックス or 夏用スカート

※この期間中のネクタイ or リボンは着用しなくてもよい。

### ③ソックス

白、黒、グレー、紺の無地を着用する。ワンポイントやラインが入ってもよい。

行事や授業の時など、靴下の長さを指定することがある。入学式・卒業式では白のソックスを着用する。

### ④軽装期間(5月1日～10月15日)

※気候によって上記の①、②を選び着用することができる。ネクタイ・リボンは着用しなくても構わない。

### ⑤再登校する時は標準服・体操着およびジャージとする。

### ⑥防寒着

コート(スクールコート・Pコート・ダッフルコート・ダウンジャケット)、ウインドブレーカー

Vネックセーター、ニットベスト(色は紺・グレー・黒の無地で、ブレザーの中に着用)

マフラー(ネックウォーマーも可)、手袋、黒のタイツ

### ⑦シャツ

ワイシャツの下にはシャツを着用する。(色や柄、ロゴ等が目立たないもの、ワンポイントはよい。)

### ⑧靴

通学用靴は、運動靴を使用する。上履きは指定されているものを使用する。

### ⑨スラックス着用の場合はベルトを着用する。色は黒かこげ茶か紺で中学生らしく華美でないものとする。(無地の物とし、吊りベルトは不可・穴は一つ穴まで)

### ⑩体育着

半袖上下及びジャージ上下(半袖シャツに名前の刺繍を入れます。)

## 2. 頭髪

### ①パーマをかけたり、脱色・染色などをしたりしない。清潔にし、学習の妨げにならないように整える。清潔感のある髪型という前提の元、ツープロックは可とする。ただし、地肌が見えるなど過度なものは禁止。

### ②肩にかかるような長いものは束ね、学習の妨げにならないように整える。(髪を束ねるゴムは黒、紺、茶を使用する。お団子ヘアは高さの制限を設けた上で体育の授業後以外も許可する。-halfアップ+お団子ヘアは禁止。)



### ③装飾的な髪止めは使用しない。

### ④化粧品は使用しない。整髪料の持ち込みは禁止、寝癖などを整えるために、家でのみ無香料のものの使用を許可する。

## 3. 所持品

### ①カバンは学用品や部活動の道具など必要なものを入れるのに適した大きさと自分で管理できるものとする。※色、形には制限はない。

### ②所持品には、学年・学級・氏名を記入する。

### ③生徒カードは常に携帯する。

### ④学用品以外は学校に持ってこない。

### ⑤時計・金銭・貴重品は特に指定された場合以外持ってこない。

※持ってきてしまった場合は気づいた時点で先生に申し出て預かってもらうこと。

- ⑥私物は、自己の判断・責任において学校に置いていってよいものがある。
- ⑦水筒は必要に応じて持ってきてもよい。中身は、水、お茶類またはスポーツドリンクとする。
- ⑧携帯電話（スマートフォン）の持参は、禁止である。もしも発見の場合は教員が保管し、保護者連絡の上、家庭での指導を依頼し保護者に返却する。やむを得ず持参が必要な場合は、校長の許可をとる。
- ⑨制汗剤プラス汗ふきシートも香料があるものは禁止。同様にリップクリームも香料があるものは禁止する。

#### 4. 登下校

- ①始業時刻は8時～8時30分だが、本遅刻防止のため8時25分までに登校をすませる。  
(8時25分以降の登校は予鈴遅刻チェックの対象となる。)
- ②本鈴時の遅刻チェックの目安は「チャイムが鳴り始めた時点で自席に座っているかどうか」とする。ただし、体調不良等でトイレに行っていた等に関しては担任が判断する。
- ③登下校ともに正門（西門）のみ使用する。（北門や東門は使用禁止）自転車を利用する生徒は北門から。
- ④登校後の外出は禁止（忘れ物を取りに帰る等）。放課後の再登校については別に定める。
- ⑤通学は交通ルールを守り、常に同じ道順で登下校する。
- ⑥登下校時間帯に災害にあった場合は、本人判断で学校か家庭に戻る。
- ⑦登下校の際に寄り道をしない。
- ⑧登校後、上履きを忘れた場合には職員室で必ず教職員に申し出てからスリッパを借りる。また、その日のうちに返却をする。（スリッパで体育館に入ることも可とする。）

#### 5. 学習

- ①始業のチャイムで直ちに着席し、学習の準備をする。
- ②教室の移動は、休憩時間中に完了しておく。
- ③授業の始めと終わりの挨拶は、きちんとする。
- ④授業に遅れて教室にはいるときには、遅れた理由を申し出る。

#### 6. 休憩時

##### (1) 10分休み

- ①次の授業の準備に当てる。チャイム着席を守る。
- ②校舎内で騒いだり、校庭に出て遊んだりしない。
- ③用のない教室には入らない。他のクラスに出入りしない。

##### (2) 昼休み

- ①給食の時間を守り、係生徒以外は給食終了のチャイムまでは教室からでない。
- ②校庭に出るときには、必ず外履きに履き替える。（土のグラウンド以外は使用しない）
- ③他人の迷惑になるような遊びや危険な遊びはしない。
- ④体育館には立ち入らない。
- ⑤昼休み終了の予鈴で教室に戻り、授業の準備をする。
- ⑥セーター姿で活動してもよいのは昼休みの校庭のみ。ただし、シャツを出したり、だらしない格好はしない。

#### 7. 放課後及び下校

- ①終学活終了後、直ちに清掃にはいる。清掃が終わったら担当の先生に報告する。
- ②日直は清掃終了後、消灯・戸締まり等を確認して学級日誌を担任に提出する。
- ③一般生徒の下校時刻は次の通りとする。

月曜日	15時50分	
火曜日	15時50分	
水曜日	14時50分	(職員会議15時00分～ 専門委員会14時50分～)
木曜日	15時50分	
金曜日	15時50分	
土曜日	12時15分	◇行事時程、短縮時程は教務部を中心にその都度決める。

④放課後の活動の優先順位は以下の通りとする。

- 【1】学校行事
- 【2】学年行事
- 【3】学級指導(清掃活動、係活動等)
- 【4】教科指導
- 【5】生徒会活動                   ◇定例専門委員会、中央委員会はその限りではない。
- 【6】部活動

## 8. 校内生活での心得

(1) 校舎内では危険な行動を絶対にしない。

- ①廊下・階段は静かに歩く。
- ②防火シャッター・消火器・火災報知器等に触れない。(非常時以外)
- ③暖房機・エアコンの取り扱いは、使用の規定に従う。(故障の原因になるので乗ったりしない。)
- ④廊下、教室で走り回ったりふざけあつたりしない。

(2) 礼儀正しくする

- ①来客には会釈をする。(防犯上も必要な事柄)
- ②職員室・校長室・応接室の前では静かにする。
- ③職員室の出入りに注意する。
  - ・鞆等を廊下に置き、入り口で挨拶をして、用事のある先生に声をかける。
  - ・言葉使い・態度等を礼儀正しくする。

(3) 公共物を大切に

- ①施設、備品、用具等を破損した場合には、担任に届け破損届けを提出する。状況によっては費用の負担をさせることがある。
- ②用具等を借りる場合には、許可を得てから使用し、使用後は必ず元へ戻しておく。

## 9. 自転車通学について【自転車通学に関する規定より抜粋】

(1) 対象生徒

- ①旭町2・3丁目(旭町小学校の通学区域)に居住している生徒。
- ②令和12年度までに旭町小学校を卒業(計画策定時の旭町小学校在籍者への時限的措置)し、かつ「光が丘西大通り」に出て推奨ルートに合流し、通学できる生徒。(通学区域外居住者)

(2) 自転車通学許可の条件

- ①原則、推奨ルートを使用すること。
- ②通学に利用する自転車については、防犯登録をすること。
- ③自転車利用中の対人賠償事故に備えた自転車損害賠償保険等の保険に加入すること。
- ④自転車通学時、安全規格が担保された自転車用ヘルメットを着用すること。
- ⑤安全運転講習会および自転車安全学習アプリ「輪トレ」を受講し、交通ルール・マナーを習得すること。
- ⑥「自転車通学許可申請書」を提出すること。(入学後に申請も可)

(3) 自転車の乗り方について

- ①自転車乗車時は必ず自転車用ヘルメットを正しく着用し、あご紐をしっかり締める。
- ②かばんはハンドル等に掛けることなく、荷物入れかごに入れる等、自転車の運転に支障の無いようにする。かばんを背負う場合は、背中に密着するよう肩紐を適正な長さに調整する。
- ③自転車通学許可証(ステッカー)を車体の後部(見えるところ)に貼る。
- ④登下校の際、寄り道をしない。
- ⑤2人乗り運転や複数台で横に広がったの運転など危険な乗り方をしない。他人に貸さない。
- ⑥傘さし運転、片手運転等、危険な運転はしない。また雨天時に自転車登校する場合はレインコート等を着用する。また、朝・夕、早めにライトを点灯させて走行する。
- ⑦学校周辺の道路では、学校の指示により通行する。

#### (4) 学校内でのルール

①校地内に入る前に自転車から降りる。北門の通用門を通して校地内に入る。校地内では自転車を押して歩く。  
(登下校時間中の通用門は開けたままで良い。)

②自転車用ヘルメットや雨具等は、専用ロッカーで保管する。

③駐輪場では指定された駐輪場に整然と自転車を並べ、他の生徒の駐輪の邪魔にならないようにする

④自転車を改造しない(ハンドル・ドイドステップ等)。

#### (5) 規定等に違反した場合の対応について

交通ルールやマナー・自転車通学に関する規定が守れずに違反した場合、自転車通学を一定期間停止する。2回目の自転車通学の停止および指導を受けた場合は自転車通学許可を取り消すこととする。

#### (6) その他

万が一、事故にあった場合には、周囲の大人等に警察署への電話連絡の協力を依頼し、ただちに学校・家庭・警察に電話連絡をすること。事故の相手がいる場合には、可能な限り名前、連絡先を尋ねて記録しておくこと。

### 10. その他

#### (1) 他校への訪問は禁止

他校の学校行事や部活動の試合応援等は見に行かない。

#### (2) イベント等のお菓子持ち込みについて

学習に必要なものに関しては持ち込み禁止。(バレンタインデー等)

#### (3) 相談室利用について

10分休み及び放課後は相談のある生徒のみ入室可とする。放課後の時間も原則午後4時50分までとする。また、試験一週間前の放課後は原則入室できない。

#### (4) 怪我や見学等の連絡について

怪我や体調不良等で体育の授業や学校行事などを見学する際には、生徒手帳の連絡欄に理由を書き、教科担任または学級担任に届け出るようにしてください。また、上履きが履けないからスリッパで対応してほしい等の連絡も生徒手帳等を使って連絡をお願いします。

#### (5) 住所変更等の届け出

住所等の変更があった場合は、できるだけ早く担任に届ける。

### 11. 令和8年度の対応について(移行期間の対応について)

(1) 旧標準服や旧体育着を既に持っている家庭は、新標準服や新体育着を購入しなくてもよい。

(2) 今後、標準服を購入する場合は、新標準服になる。希望して、かつ、販売店に在庫があれば旧標準服を買うことも可能。体育着、ネクタイも同様。

(3) 3年生は上だけ新標準服を購入することやその逆も可。体育着も同様。

(4) 全学年夏のポロシャツ可。

(5) 3年生のブレザーにつける校章は、製造終了したので購入希望者には学校から配付する。